

労働者派遣法改正説明会のお知らせ

本年9月11日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律が改正成立し、本年9月30日から施行されます。
(労働契約申込みみなし制度については、10月1日に施行されます。)

愛媛労働局では、愛媛県内の派遣元・派遣先事業主の皆様を対象とした労働者派遣法改正についての説明会を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日 時：平成27年10月27日(火) 13時30分～16時
2. 場 所：松山市総合コミュニティセンター 文化ホール(カメラリアホール)
愛媛県松山市湊町7丁目5番地
3. 参加費：無料



参加申込方法については、下記までご連絡ください。



愛媛労働局 職業安定部 需給調整事業室

TEL:089-943-5833

FAX:089-941-5200

【お願い】ご来場に際しては、駐車場に限りがあるため出来る限り交通機関をご利用ください。